

議案第 18 号

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

国民健康保険料の賦課限度額及び葬祭費支給額の改定並びに国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）及び同法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）の一部改正に伴う所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

# 羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市国民健康保険条例（昭和 35 年羽曳野市条例第 172 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「40,000 円」を「50,000 円」に改める。

第 5 条の 2 第 1 項第 1 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 1 条第 3 号」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 1 条の 2 第 3 号」に改め、同条第 2 項中「、障害者自立支援法」を「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第 8 条第 1 項各号列記以外の部分中「第 72 条の 4」を「第 72 条の 5」に改める。

第 11 条の 3 に次のただし書を加える。

ただし、第 26 条第 1 項の規定による保険料の減免を行う場合には、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

第 11 条の 3 第 2 号中「第 72 条の 4」を「第 72 条の 5」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(3) 当該年度における第 26 条第 1 項の規定による基礎賦課額の減免の額の総額

第 15 条の 6 中「490,000 円」を「510,000 円」に改める。

第 15 条の 6 の 2 に次のただし書を加える。

ただし、第 26 条第 1 項の規定による保険料の減免を行う場合には、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

第 15 条の 6 の 2 に次の 1 号を加える。

(3) 当該年度における第 26 条第 1 項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額

第 15 条の 7 に次のただし書を加える。

ただし、第 26 条第 1 項の規定による保険料の減免を行う場合には、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

第 15 条の 7 に次の 1 号を加える。

(3) 当該年度における第 26 条第 1 項の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額

第 19 条第 1 項各号列記以外の部分、第 3 項後段及び第 4 項後段中「490,000 円」を「510,000 円」に改める。

附則第 3 条の見出し及び同条中「平成 25 年度」を「平成 26 年度」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条及び第 11 条の 3 第 2 号の改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の羽曳野市国民健康保険条例第 5 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に葬祭を行った葬祭費について適用し、同日前に葬祭を行った葬祭費については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の羽曳野市国民健康保険条例第 11 条の 3 ただし書及び同条第 3 号、第 15 条の 6、第 15 条の 6 の 2 ただし書及び同条第 3 号、第 15 条の 7 ただし書及び同条第 3 号並びに第 19 条第 1 項、同条第 3 項及び同条第 4 項の規定は、平成 25 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 24 年度までの保険料については、なお従前の例による。